

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、車道寄りを通行し、すぐに停止できる速度で走行しましょう。
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・並進の禁止
- ・信号を守る
- ・二人乗りの禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での一時停止



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させるとときは、自転車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

ヘルメットは事故から頭部を守ってくれます。
安全のため大人もヘルメットを
かぶりましょう。



ここを開いて続きを読むください。

電動アシスト自転車の取扱いについて

電動アシスト自転車は構造、機能が一般の自転車と異なります。はじめて電動アシスト自転車に乗られる場合は、次の点にご注意ください。

- ①公道で使用される前に、必ず安全で平らな場所で十分練習してください。
- ②傾斜のある道路では、走行中にハンドルを取られやすいので十分注意してください。
- ③走行中の急旋回(小回り)は倒れやすくなるのでしないでください。
- ④下り坂やカーブでは安全のために早めにブレーキ操作を行ってください。



2020年4月
自転車保険加入
が義務化されました



自転車側の高額賠償例

歩道のない下り坂を走行中、前方から歩いてきた歩行者と衝突。**歩行者は重度の後遺障害。**
(神戸地裁 平成25年7月4日判決 約9,500万円)

東京都の自転車条例では、自転車の安全な利用と損害賠償責任保険への加入が義務化されました。



交通少年団入団募集中

申込は、各警察署の交通総務係または交通安全協会へ

高齢者のための交通安全ガイド

安全毎日 いきいき東京



「自転車安全利用五則」を守りましょう

「自転車安全利用五則」 ってなんだろう？

加齢に伴う視力、聴力、瞬発力、バランス感覚の変化を自覚し、安全に自転車を利用するためには「自転車の交通ルール」を守りましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

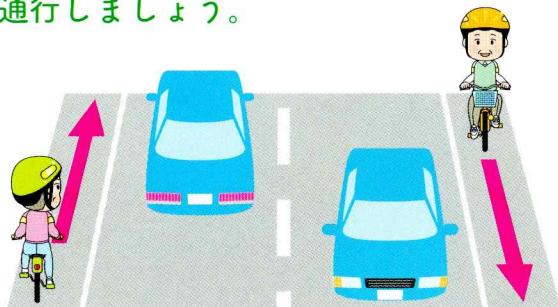
- ①自転車は「軽車両」です。
- ②原則として車道を通行しましょう。

※歩道に「自転車通行可」の標識のあるとき等や、70歳以上の方は、歩道を通行することができます。



② 車道は左側を通行

車道はもちろん、路側帯も左側を通行しましょう。



場所別のルールも確認しましょう！

Q 自転車が「歩道」を走っていいのはどんな時？

A 以下の条件に当てはまる場合です。

- ▶歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
 - ▶13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
 - ▶道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側を通行することが困難な場合や車の通行が非常に多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全のためやむを得ないとき
- (道路交通法第63条の4、道路交通施行令第26条、交通の方法に関する教則)

この標識が目印！

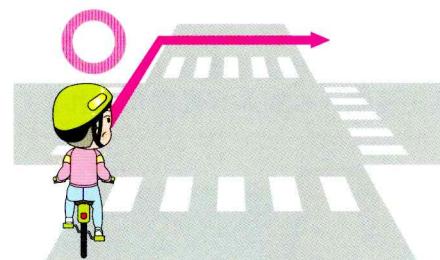


「普通自転車歩道通行可」

Q 「交差点」を右折する際に注意するポイントは？

A 信号機がない交差点では

早めに右折の合図を行い、できる限り道路の左側に寄り、交差点の向こう側までまっすぐ進み、さらに安全を確かめ十分速度を落して曲がります。



- ▶横断歩道
(自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて押して横断するようにななければなりません。
(交通の方法に関する教則)

A 信号機がある交差点では

- ①青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み
- ②その地点で止まって右に向きを変え
- ③前方の信号が青になってから進むようにします。
- ④自転車横断帯がある場所では、歩行者用信号に従って横断帯を通行します。

